

「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」中間案（案）の全体像

資料 1

計画期間：平成27年度～31年度

めざすべき社会像

概ね10年先

～結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重～

総合
目標

- ①合計特殊出生率(平成25年1.49)をおおむね10年後を目途に結婚や出産の希望が叶った水準(希望出生率)の1.8台とする
- ②「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」(25年度56.0%)を36年度に67.0%とする

計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえでの前提や約束事

子どもの最善の
利益を尊重する

家族形成は
当事者の判断
が最優先される

人や企業、
地域社会の
意識を変える

家族の特性に
応じてきめ細かに
支援する

子どもの育ち、
子育て家庭を
地域社会で支える

ライフステージ毎の取組方向

切れ目のない支援

5年間で集中的に取り組む内容を

重点的な取組

として位置づけ、数値目標を設定

子ども・思春期

- (1) ライフプラン教育の推進
- (2) 子どもの貧困対策
- (3) 児童虐待の防止
- (4) 社会的養護の推進
- (5) 子どもの育ちを支える取組の推進
- (6) 不登校やいじめ等への対応
- (7) 健全育成の推進
- (8) 困難を有する子ども・若者への支援(再掲)

若者／結婚

- (1) ライフプラン教育の推進(再掲)
- (2) 若者の雇用対策
- (3) 出逢いの支援
- (4) 困難を有する子ども・若者への支援
- (5) 自殺対策

妊娠・出産

- (1) 不妊に悩む家族への支援
- (2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- (3) 周産期医療体制の充実

子育て

- (1) 幼児教育・保育、地域子育ての推進
「保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」として
- (2) 男性の育児参画の推進
- (3) 小児医療の充実
- (4) 在宅での療育・療養支援
- (5) ひとり親家庭等の自立促進
一部を「子どもの貧困対策」として
- (6) 障がい児施策の充実
一部を「発達支援が必要な子どもへの対応」として

ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために

働き方

- (1) 子育て期女性の就労に関する支援
- (2) 長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり
「企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」

意識の高まり、環境の整備

- (1) 県民の意識の高まり、様々な主体による取組の促進
- (2) 安全・安心のまちづくり等環境整備
- (3) 安全で安心な情報環境の整備
- (4) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり